

お知らせ

建築確認申請を前橋市役所に提出される方へ

都市計画部 建築指導課

前橋市建築指導行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年1月4日以降に、前橋市役所建築指導課へ建築確認申請をする場合には、受付時において、都市計画法の規定による適合性について確認するため、土地登記事項証明書や建物登記事項証明書の添付が必要になる場合がございます。

速やかな建築確認申請の受付・照合のため、ご協力をお願いいたします。

建築確認申請時に土地登記事項証明書(土地謄本)を添付する必要の有無。

| | |
|------------|---|
| 市街化区域内 | <u>原則不要</u> 但し、土地利用の形態によっては添付をお願いする場合がございます。 |
| 市街化調整区域内 | <u>必要</u> 但し、都市計画法第43条適用除外案件にあつては、建物謄本も必要。 尚、添付いただきました土地謄本から線引き前宅地性が確認できない場合は、閉鎖した土地謄本等が、必要になる場合がございます。 |
| 非線引き都市計画区域 | <u>1,000㎡以上の敷地に建設する場合に必要</u> |
| 都市計画区域外 | <u>1,000㎡以上の敷地に建設する場合に必要</u> |

※添付いただく謄本は、提出日より3カ月以内に発行されたものとしてくださるよう、お願いいたします。

問い合わせ先

建築基準法に関するお問い合わせ先……………審査監察係(027-898-6753、898-6754)

都市計画法に関するお問い合わせ先……………開発係(027-898-6758)